

大規模災害時の 歯科保健医療活動

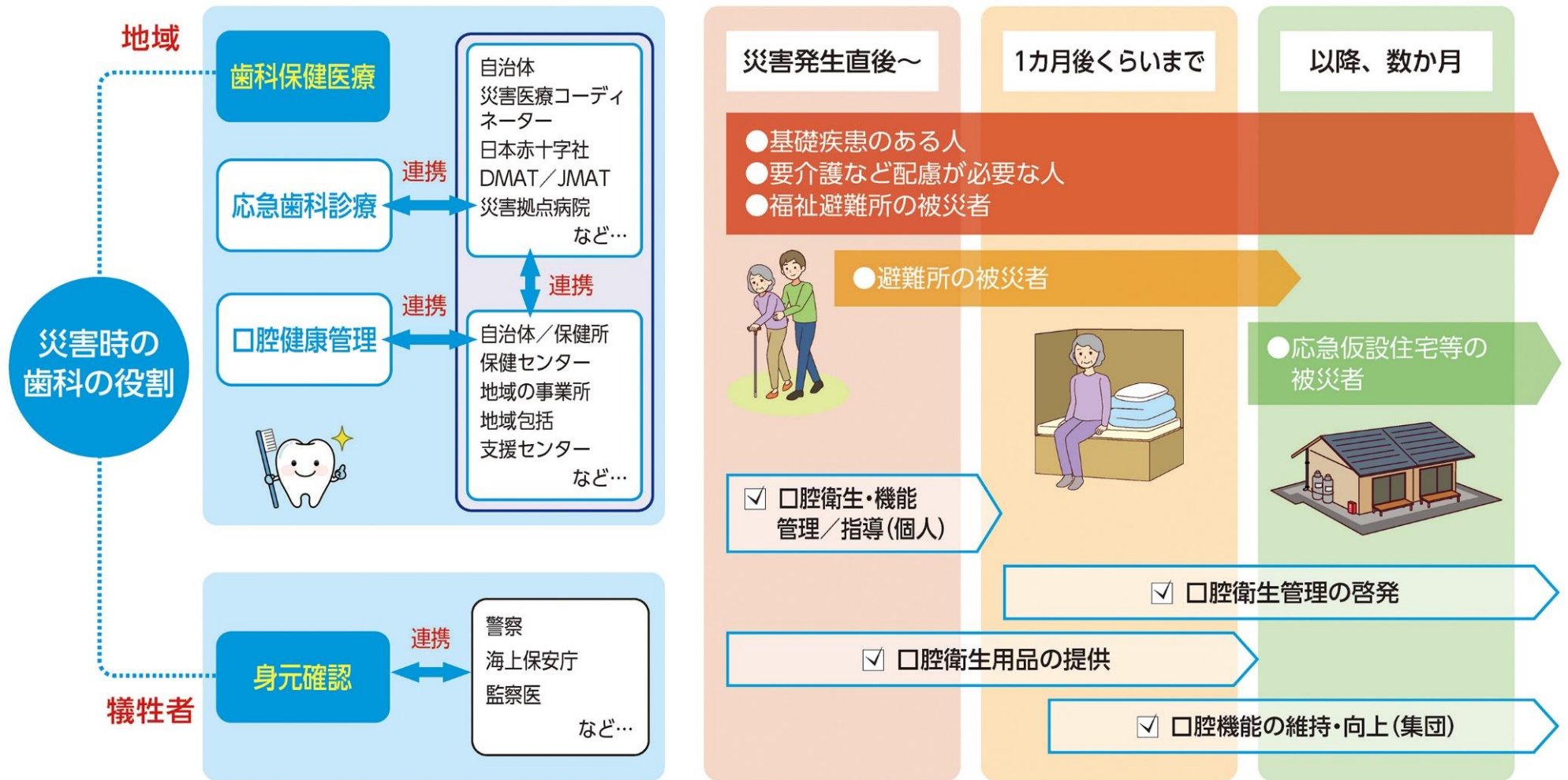
～口腔機能からの健康維持～

災害時には歯科医療機関も通常通りの対応はできませんが、生活環境が整わない避難生活による歯や口の健康被害も生じてきます。

通常の歯科医療提供体制が回復するまでの間の応急歯科診療活動とともに、特に避難生活が困難と考えられる災害時要配慮者の方々に対する口腔衛生管理や口腔機能管理、およびその啓発による歯科保健活動を行い、被災地域で生活される方々の健康管理を行うことが必要です。

大規模災害時には、必要に応じて県外からの歯科チームも含めて、自治体や保健所の管理のもとでの活動が行われます。

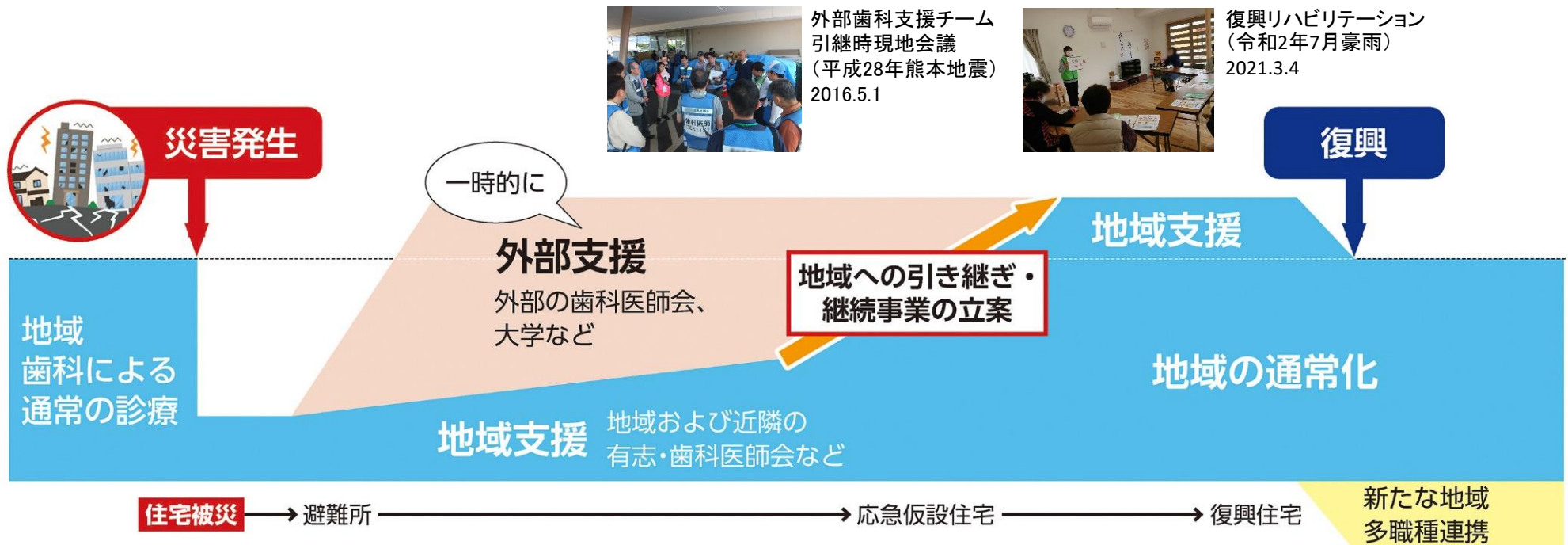
災害時の地域における歯科の役割は「応急歯科診療」と「口腔健康管理」



災害時の地域において、歯科は歯科診療提供体制を維持すべく対応にあたるとともに、地域の被災者を含む住民が健康を維持できるための歯科保健活動（口腔健康管理の啓発）を実施する。

○災害発生直後には、特に災害時要配慮者に対する個別の口腔衛生管理や、口腔機能管理の指導が必要とされる。
○被災後の生活の長期化に伴う影響を避けるため、継続した口腔衛生の啓発活動や、口腔機能を向上するプログラムを実施する。

被災後の時間経過と地域歯科支援の推移



外部歯科支援チーム引継時現地会議
(平成28年熊本地震)
2016.5.1



復興リハビリテーション
(令和2年7月豪雨)
2021.3.4



歯科救護所
(東日本大震災)
2011.6.4



福祉避難所への訪問診療
(令和元年7月豪雨)
2019.11.3



避難所でのお口の体操
(平成28年熊本地震)
2016.6.4



応急仮設住宅におけるお口の健康教室
(平成28年熊本地震)
2017.3.5



特別養護老人ホームにおける多職種勉強会
(平成28年熊本地震)
2018.2.25

- 主に避難所がある時期において、地域の歯科医療提供体制を補い、地域歯科保健活動をサポートするために、被災地域外からの歯科支援チームが派遣される。
- 応急仮設住宅への移動とともに避難所が縮小される頃には、地域インフラが暫定的にでも復旧し、歯科診療提供体制が段階的に回復、被災地域外からの歯科支援チーム派遣は終了する。
- 生活環境が変化した方々を対象とした歯科保健活動は、地域の歯科保健医療職により継続される。

災害時の歯科保健医療のチェックポイント

災害時に困ること

歯をみがきたい
が水がない！



義歯を
忘れた！



口が渴いて
咳が出る

提供される食事
が食べにくい



子ども用の
歯ブラシがない！

歯や歯ぐきが
痛い！



口内炎が痛い！

避難所や
応急仮設住宅から
遠く、歯科診療所に
通院できない！



必要とされる支援

- ✓ 歯ブラシなど
口腔衛生商品



- ✓ 飲料水・生活用水・
洗面所のチェック



- ✓ 口腔衛生管理の啓発

- ✓ 口腔機能の評価

- ✓ 食べやすい食事の提案など
食べ方の支援



- ✓ 対応できる歯科診療所や巡回
歯科チームなど歯科救護の案内

- ✓ 歯科健康相談・教育の継続
口腔機能向上への働きかけ



災害時の避難所等では、うがいに使う水が十分に確保できず、歯ブラシなどや歯みがきする場所も不足する。また、水分摂取が不足しやすく、口腔が乾燥しやすくなる。これらにより、口の中の衛生管理も難しく、歯ぐきの腫れや口内炎が起きやすくなり、義歯のトラブルも起きやすくなる。



避難所の歯科支援物資
(北海道胆振東部地震)
2018.9.24

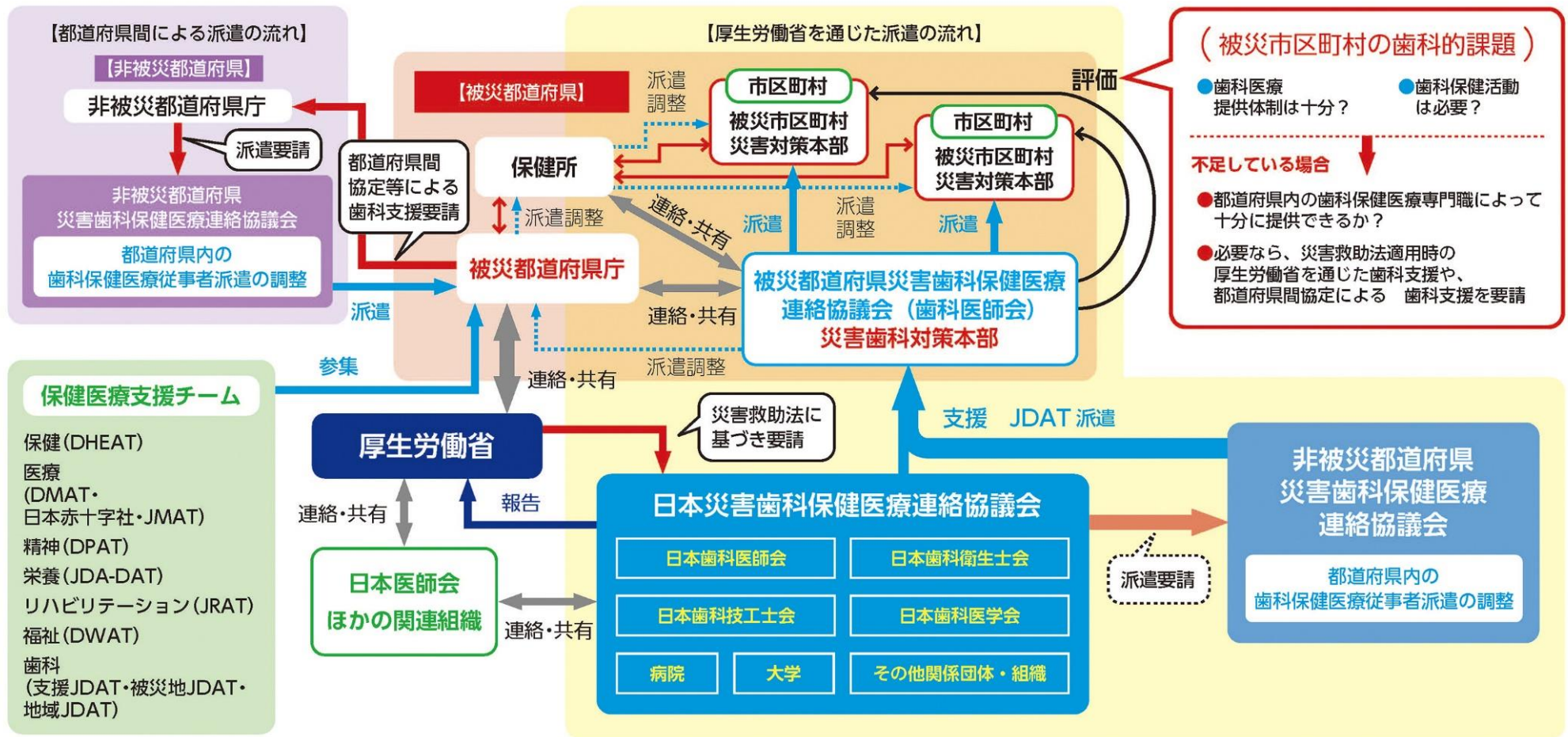


避難所での歯科保健
指導(平成30年7月豪
雨)2018.8.27



避難所でのお口の体操
(令和2年7月豪雨)
2020.9.2

災害時の歯科保健医療支援派遣の仕組み



DMAT (Disaster Medical Assistance Team, 災害派遣医療チーム)
 DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team, 災害時健康危機管理支援チーム)
 JMAT (Japan Medical Association Team, 日本医師会災害医療チーム)
 DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team, 災害派遣精神医療チーム)
 JDA-DAT (The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team, 日本栄養士会災害支援チーム)
 JRAT (Japan Rehabilitation Assistance Team, 大規模災害リハビリテーションチーム)
 DWAT (Disaster Welfare Assistance Team, 災害派遣福祉チーム)

- 災害時には、被災都道府県の災害歯科保健医療連絡協議会として災害歯科対策本部を設置・運営し、被災市区町村における歯科的課題を評価して市区町村と共有する。
- 必要時、被災都道府県知事より災害救助法に基づく派遣要請に対し、日本災害歯科保健医療連絡協議会としてJDAT(災害歯科支援チーム)を派遣する。派遣にあたっては、都道府県・保健所との連携のもとでの派遣調整を行う。

災害時のために歯科がしておくべきこと

住民

- 非常持ち出し袋に「歯ブラシなどの口腔衛生用品」などを入れるよう啓発



行政

- 避難所における衛生の管理
- 洗面所(歯みがきスペース)の確保・設置
- 歯ブラシ(大人・子ども用)・歯みがき剤・義歯用品等の確保
- 口腔衛生・口腔機能の維持・管理による健康管理の必要性・体制構築



歯科

- 災害時でも口腔衛生管理を継続することを啓発
- それにあたり必要な物品などを循環備蓄

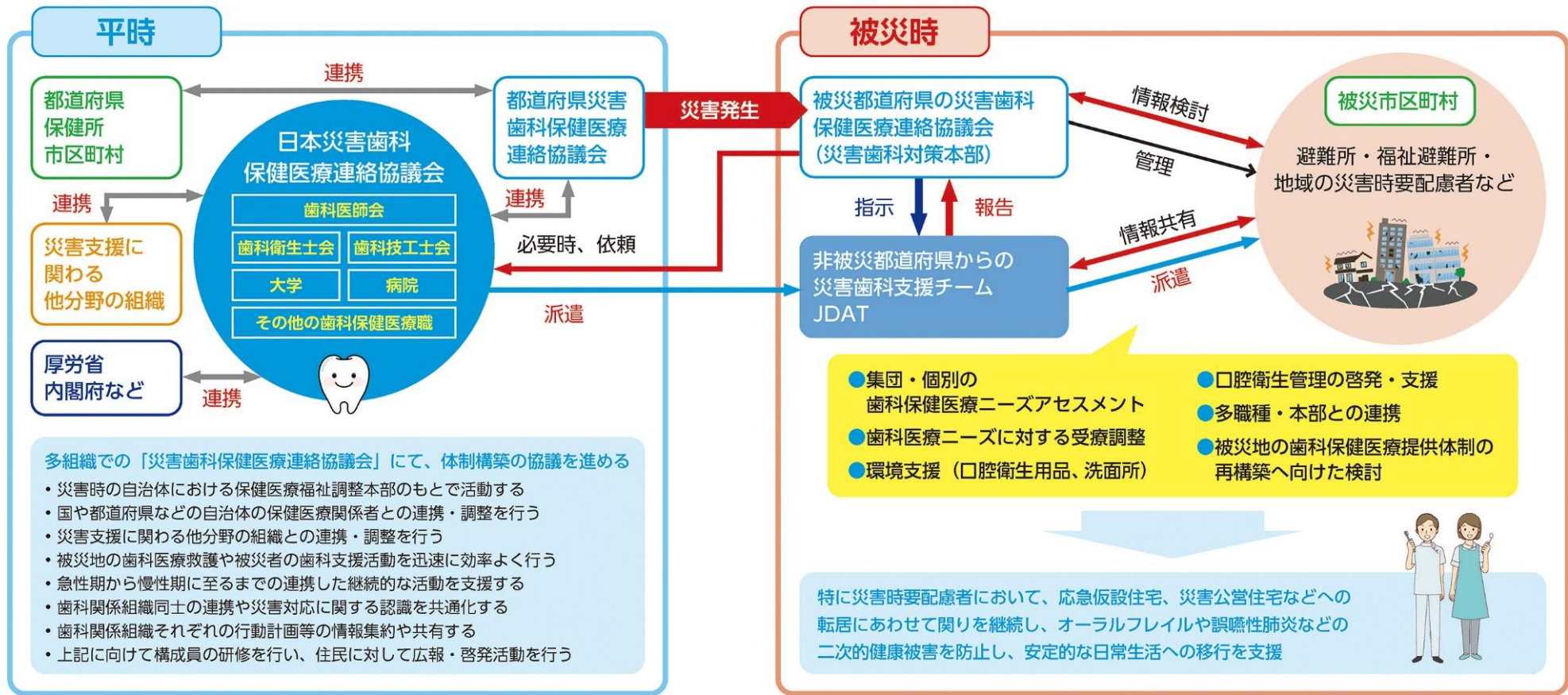


- 栄養・リハビリテーション支援を含めた「食べる」ための支援を提案、確立
⇒フレイル、誤嚥性肺炎予防
- 災害時の口腔衛生管理・口腔機能管理を啓発

介護・福祉

保健医療者

平時からの災害時の歯科保健支援体制の整備が重要



※ 上記を標準的な在り方の参考例として、都道府県ごとに、実情を踏まえつつ多組織ネットワークでの災害時の歯科保健医療体制づくりを検討していくことが期待される。

- 高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者においては、避難所等の生活環境が整わない場で中長期的な生活を送った結果、歯科保健医療を含む健康の二次被害が発生する可能性がある。
- 上下水道などのインフラの復旧に時間がかかる災害においては、地域の歯科診療所が再開するまでには時間を要することがあり、地域歯科保健医療提供体制は継続的に低下する。
- 平常時より、災害時に歯科保健ニーズを把握して歯科健康管理を行える体制を、各都道府県における災害歯科保健医療連絡協議会等において構築しておき、被災時には同協議会等が災害歯科対策本部として県内外からの歯科支援をマネジメントしながら、迅速かつ適切な歯科保健支援を提供できるように整備する。

災害時の避難所等における歯科活動には、自治体や保健所のみならず、多くの保健医療/介護福祉専門職・チームとの連携が欠かせません。また、適切に支援を提供するためには、時間とともに移動し、そして変化していく人々のニーズを、偏りなく迅速に把握して評価し続けることが必要とされます。

多職種・多組織での支援にあたり、評価や支援を効率化し、実効性の高い支援に結び付けることが大切であり、そのための体制を地域ごとに整備しておくことが必要となります。更には、その体制を災害発生直後から迅速に稼働させるためには、平時からの研修や訓練、または備蓄やシステムなどが必要となります。

もちろん、公助が届くまでの時間は、自助・共助で対応いただくしかありません。住民も含めて災害時の健康管理の重要性を理解し、自分で動ける住民は災害時にも自分の健康管理を継続できる準備を意識していただくような、働きかけることも大切です。

厚生労働行政推進調査事業費補助金研究事業(22IA2006)

自治体における災害時の歯科保健活動推進のための活動指針作成に向けた研究